

保護者の皆様へ

令和3年度 就学奨励費(通常学級)のお知らせ

世田谷区では、通常学級に就学し、学校教育法施行令第22条の3に該当する障害の程度をお持ちの児童・生徒がいるご家庭に対して、「就学奨励費」の支給を行っています。

つきましては、下記のとおりご案内いたしますので、申請を希望される方は漏れなくお手続きくださいますようお願いいたします。

記

1. 対象となる方

世田谷区在住で、区市町村立小・中学校に就学する、次の表に掲げる障害の程度に該当する児童・生徒がいるご家庭の保護者(特別支援学級の固定学級に就学している者を除く。)

※世田谷区以外にお住まいの方は、お住まいの区市町村教育委員会へご相談ください。

※生活保護を受給している方は、就学援助費を申請してください。

(注) 学校教育法施行令第22条の3 (特別支援学校が対象とする障害の程度)

区分	障害の程度
視覚障害	両眼の視力(※1)がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害	両耳の聴力レベル(※2)がおおむね60デシベル以上のもので、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害	(1) 知的発達遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもの (2) 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由	(1) 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの (2) 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱	(1) 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの (2) 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

※1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力(眼鏡等)によって測定する。

※2 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

(裏面に続きます)

2. 支給対象基準所得額及び支給内容

支給対象基準所得額（目安）	支給内容
4人世帯で約667万円未満	給食費・校外活動費・学用品等購入費・新入学用品費・修学旅行費・通学費（実費相当額）・職場実習交通費（実費相当額）
4人世帯で約667万円以上	通学費（実費相当額）・職場実習交通費（実費相当額）

◇この表はあくまでもめやすとなります。実際の支給対象基準額は、世帯員の年齢等により若干異なります。

◇所得の種類が複数ある場合は合算します。なお、社会保険料、生命保険料、地震保険料及び保護者等に係るひとり親控除又は寡婦控除が適用されます。また、給与所得や公的年金所得がある場合、令和2年度より所得控除額が変更になった分を調整した金額で審査します。

◇世帯構成は、原則として令和2年12月31日現在の住民票によります。

3. 申請手続き

(1) 提出書類

① 令和3年度 特別支援教育就学奨励費受給申請書

② 障害の程度が判別できるもの（以下は例示です）

- ・視覚障害／肢体不自由 ⇒ 身体障害者手帳の写し、医師所見（=診察記録等）
- ・聴覚障害 ⇒ オーディオグラム、身体障害者手帳の写し、医師所見
- ・知的障害 ⇒ 愛の手帳（療育手帳）の写し、医師所見
- ・病弱 ⇒ 身体障害者手帳の写し、医師所見

※①について、前年度にご申請いただいている方は9月中旬頃にご自宅へ申請書を郵送いたします（希望されない場合は提出不要です）。新規に申請を希望される方は、下記問い合わせ先までご請求ください。

(2) 提出期限

令和4年2月25日（金）

(3) 提出先

下記提出先へ郵送 又は 持参してください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送でのご提出にご協力をお願いいたします。

(4) 審査結果の通知

ご提出いただいた翌月の末頃を目途に、ご自宅へ郵送でお送りいたします。

【提出・問い合わせ先】

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
世田谷区役所第二庁舎3階30番窓口
世田谷区教育委員会 教育総務部学務課学事係
電話：03-5432-2686